

		事務局案	第1回 検討委員会 意見
(1)根拠(例規)		日野市男女平等基本条例及び条例施行規則の改正	【継続審議】 条例及び規則の改正でよいが、「男女平等基本条例」にパートナーシップ制度が謳われているということが分かりづらいので、条例の名称の変更をした方がよい。 前文についても「男女平等」の観点しか入っていないので変更をした方がよい。
(2)ファミリーシップ制度		非対応(*3~5年で再検討する。)	合意(※) ※ ただし、ファミリーシップ制度を導入すると子どもも家族として証明できるので、学校や病院などの場面で、活用の幅が広げられるメリットもある。今回は非対応でもよいが、今後の検討事項として取り上げてほしい。
制度開始時期		R4年12月予定	合意(意見なし)
(3)申請要件	①年齢	成年に達していること。(民法第4条の規定に相当)	合意(意見なし)
	②性別等	一方または双方が性的マイノリティであれば性別は問わない	【継続審議】 性別は問わない(異性間の事実婚も含める)方が、利用しやすい。
	③住所地	下記①~②のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有する、もしくは、転入予定であること。 ②二人のうちいずれか一方が市内に住所を有する、もしくは転入予定であること。	【継続審議】 意見なし。*ただし、住所の要件が要件④配偶者等の②パートナーシップ関係の確認と関連性が深い(両方とも市内に住んでいない場合、確認をとるのが困難)ため、市内在住予定者について認める場合の条件などについて、再度、ご意見を伺う予定。
	④配偶者等	下記①~②の両方の条件を満たしていること。 ①双方に配偶者がいないこと。 ②双方以外の人とパートナーシップ関係がないこと。	【継続審議】 性別要件について「性別は問わない」とした場合、左記に双方以外の人と事実婚関係がない事を追加する。
	⑤その他	・直系血族・三親等内の傍系血族・直系姻族でないこと等(民法第734条、735条、736条に相当)	【継続審議】 相続等の対応のため、養子縁組をしている同性カップルもいるため、養子縁組しているカップルに関して利用できるよう、除外規定を設けてはどうか。他市の状況について、可能な範囲で状況を調べ、次回の委員会で情報提供してほしい。
(4)申請方法	①申請窓口	平和と人権課、市民窓口課、七生支所	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p><b>第2回検討委員会</b> (11/19開催)にて検討予定</p> </div>
	②手数料	無料	
	③証明方法(形式、内容、(証明、宣誓、登録、届出等))	宣誓に基づく証明書類の発行	
	④通称名の使用について	可(ただし、通常使用していることがわかるものを申請時に提示)	

		事務局案	第1回 検討委員会 意見	
(4) 申請方法	⑤証明書の書式	(3)と(4)-③、④の申請要件等を決定後に検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>第2回検討委員会 (11/19開催)にて検討予定</p> </div>	
	⑥申請書類の書式	(3)と(4)-③、④の申請要件等を決定後に検討		
	⑦ 提出書類	住民票		必要
		戸籍謄本/抄本		戸籍謄本
		独身証明書とその翻訳 (外国籍の方)		必要
		独身証明書が必要な場合、独身証明書が出ない国の場合の対応		独身証明書に相当する書類とその翻訳を提出
		本人確認書類		必要
		本人確認書が必要な場合、何を以て本人確認書類としているか		・個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、官公庁が発行した顔写真付き免許証等の場合は1点 ・保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示
公正証書正本/謄本	不要			
⑧その他	上記以外の検討事項はこの部分で対応			
(5) 申請要件を満たさなくなった場合の各種届出	①転出時	必要		
	②亡くなられた時	必要		
	③パートナーシップ解消時	必要		
	④申請内容に疑義があったことが判明したとき	必要		
	⑤その他	(5)要件の届け出が必要な場合の様式は、(3)と(4)③④の申請要件等を決定後に検討		